

# ～ 令和2年4月から保育料無償化が拡充されます ～

0～2歳児の保育所保育料と3歳児以上の副食費(おかず・おやつ代)については、年に2回上半期と下半期に算定しています。

原則、口座振替となりますので、保育料等でご登録いただいている口座から振替させていただきます。

また、令和2年4月より、**年収約360万円以上相当世帯の保育料の軽減範囲を拡充しましたのでお知らせします。**

## 0～2歳児の保育料多子減免について

【年収約360万円未満相当世帯】→変更なし

年齢制限なく、生計を一にする子に限り、**第2子半額、第3子以降無料**

0歳児 1歳児 2歳児 3歳児 4歳児 5歳児 (小1) (小2) (小3) (小4) (小5) (小6) ~  
年少 年中 年長



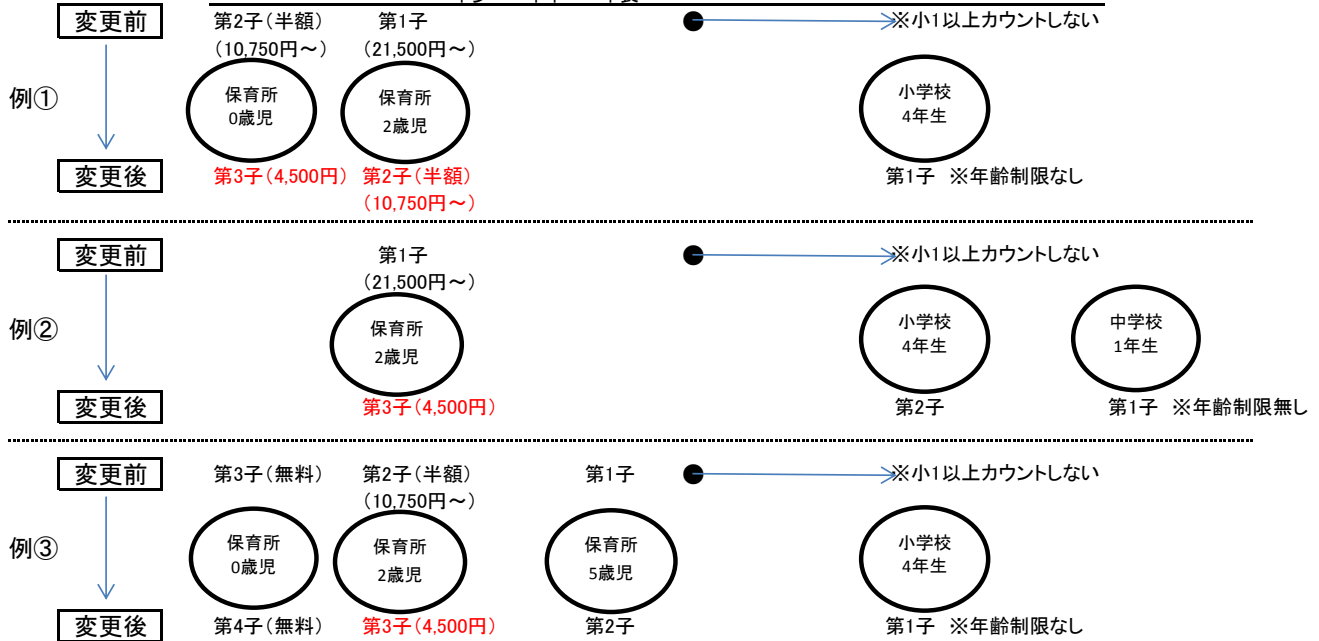
【年収約360万円以上相当世帯】→年齢制限を撤廃

《変更前》 小学校就学前の範囲内において、最年長の子どもから順に、第2子半額、第3子以降無料

《変更後》 年齢制限なく、生計を一にする子に限り、**第2子半額、第3子以降4,500円**

ただし、**小学校就学前の範囲内において、第3子以降は無料**

0歳児 1歳児 2歳児 3歳児 4歳児 5歳児 (小1) (小2) (小3) (小4) (小5) (小6) ~  
年少 年中 年長



## 3～5歳児の副食費免除について

3～5歳児の子どもについては、保育料は無償ですが、副食費(おかず・おやつ代)月額4,500円は保護者負担となります。ただし、下記の条件に該当する場合は、副食費が免除されます。**免除対象者には通知書を送付します。**

【年収約360万円未満相当世帯】

全ての子どもが免除

【年収約360万円以上相当世帯】

小学校就学前の範囲内において、最年長の子どもから順に、**第3子以降免除**

0歳児 1歳児 2歳児 3歳児 4歳児 5歳児 (小1) (小2) (小3) (小4) (小5) (小6) ~  
年少 年中 年長

